

聖籠町告示第8号

聖籠町心身障害児の通園、通学費助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月6日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町心身障害児の通園、通学費助成要綱の一部を改正する告示

聖籠町心身障害児の通園、通学費助成要綱（平成9年聖籠町告示第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

（1） 聖籠町に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた心身障がい児であって、公共交通機関又は自家用車等を利用しなければ通園又は通学のできない者（以下「支給対象児童」という。）の保護者

第2条第2号中「前号と同等の障害の程度が確認できる者等」を「支給対象児童と同等の障害の程度が確認できる者の保護者等」に改め、「。」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、通園又は通学及び付添いに要する交通費に対し、他の同種の助成等を受ける者は、助成の対象者としな

第3条中「の保護者」を削り、「在学証明書」の前に「支給対象児童の」を加える。

第4条中「前条の」を「、前条の規定による」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（助成金）

第5条 町長は、対象者に対し、この要綱の定めるところにより、助成金を支給する。

2 前項に規定する助成金の額は、当該支給対象児童の通園又は通学及び当該対象者の付添いに要する交通費の額とする。

3 前項に規定する交通費は、公共交通機関の利用に係る費用及び車賃とし、当該対象者及び当該支給対象児童の居住地から目的地に至

る通常の経路及び方法により、かつ、次に定めるところにより1月当たりの額を計算するものとする。

(1) 公共交通機関の利用に係る費用 定期券の価額その他合理的な方法により計算した額

(2) 車賃 1キロメートルにつき20円とし、全路程を通算した距離により計算した額

4 前項の規定により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(助成金の限度額)

第6条 前条の規定により計算した額が1人につき7,000円を超えるときは、前条の規定にかかわらず、1人につき7,000円を当該助成金の1月当たりの額とする。

第7条第1項中「助成の方法は、第4条による助成決定をした日の属する月から、助成資格を失った日の属する月まで助成する。」を「助成金の支給は、町長が第4条の規定による助成の決定をした日の属する月から始め、助成金を支給すべき事由がなくなった日の属する月で終わる。」に改め、同条第2項中「助成は毎年7月、10月、1月、4月に支給する。」を「助成金は、毎年1月、4月、7月及び10月に、それぞれの前月までの分を支給する。」に改める。

第8条中「不当利得」を「その他不正の手段」に、「場合」を「者」に、「支給額」を「支給された助成金」に改める。

別紙様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第3条関係)

通園、通学費助成金支給申請書

対象者	住 所	聖籠町大字	
	氏 名	(保護者)	(支給対象児童)
	手帳の種類及び 番号	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	第 号
	通園、通学又は付添いに要する交通費に対する他の助成等の有無	有 ・ 無	
通園、通学先の学校等	所 在 地		
	名 称		
通園、通学の経路	(往路) 自宅 ⇒	・電車 (駅)から(駅)まで ⇒学校等 ・バス ()から()まで ・自家用車()から()まで (km)	
	保護者による付添いの区間： ()から()まで		
通園、通学の経路	(復路) 学校等 ⇒	・電車 (駅)から(駅)まで ⇒自宅 ・バス ()から()まで ・自家用車()から()まで (km)	
	保護者による付添いの区間： ()から()まで		
交 通 費 ※町記入欄	支給対象児童	月額	円
	保 護 者	月額	円
振 込 先 口 座	金 融 機 関	・銀行 ・農協 ・金庫 ・漁協 ・信組 ・信漁連 ・信連	・本店 ・支店 ・支所 ・出張所
	口 座 番 号 分 類	(口座番号)	普通 ・ 当座
	(フリガナ) 口 座 名 義		
上記交通費の助成を受けたく、要綱第3条により申請いたします。			
年 月 日			
(保護者) 住所			
氏名			
印			
聖籠町長 様			

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に受理した申請に係る助成については、なお従前の例による。